

## マイスタイルカード会員規約の主な改訂箇所

現行	改定後
<p>第 11 条（期限の利益の喪失）</p> <p>2. 会員が次のいずれかに該当したときは、当然に期限の利益を失い、当社に対する一切の未払債務を直ちににお支払いいただきます。</p> <p>(1) 自ら振出した手形、小切手が不渡りになった<u>とき</u>、または一般の支払を停止した<u>とき</u>。</p> <p>(2) 差押、仮差押、保全差押、仮処分（ただし、信用に関しないものを除く。）の申立または滞納処分を受けた<u>とき</u>。</p> <p>(3) 会員に破産、民事再生の申立があった<u>とき</u>。</p> <p>(4) カードを他人に貸与、譲渡、質入れ、担保提供等し、当社のカードの所有権を侵害する行為をした<u>とき</u>。</p> <p>(5) 債務整理のための和解、調停等の申立があった<u>とき</u>、または債務整理のため弁護士等に依頼した旨の通知が当社に到達したとき。</p> <p>(6) 当社に通知しないで住所を変更し、日専連にとって所在が不明となった<u>とき</u>。</p>	<p>第 11 条（期限の利益の喪失）</p> <p>2. 会員が次のいずれかに該当したときは、当然に期限の利益を失い、当社に対する一切の未払債務を直ちににお支払いいただきます。</p> <p>(1) 自ら振出した手形、小切手が不渡りになった<u>こと</u>、または一般の支払を停止した<u>ことを当社が知ったとき</u>。</p> <p>(2) 差押、仮差押、保全差押、仮処分（ただし、信用に関しないものを除く。）の申立または滞納処分を受けた<u>ことを当社が知ったとき</u>。</p> <p>(3) 会員に破産、民事再生の申立があった<u>ことを当社が知ったとき</u>。</p> <p>(4) カードを他人に貸与、譲渡、質入れ、担保提供等し、当社のカードの所有権を侵害する行為をした<u>ことを当社が知ったとき</u>。</p> <p>(5) 債務整理のための和解、調停等の申立があった<u>ことを当社が知ったとき</u>、または債務整理のため弁護士等に依頼した旨の通知が当社に到達したとき。</p> <p>(6) 当社に通知しないで住所を変更し、日専連にとって所在が不明となった<u>ことを当社が知ったとき</u>。</p>
<p>第 13 条（退会・会員資格の取消およびカードの停止、返却）</p> <p>1. 会員の都合により退会するときは、当社宛にその旨の届出を行うものとします。この場合会員は、当社の指示に従って直ちにカードを返却いただくか、カードに切り込みを入れて破棄しなければならないものとし、カード利用による支払金等の未払債務を完済されたときをもって退会といたします。なお、当社が請求した場合は、未払債務の全額を一括して直ちににお支払いいただくことがあります。</p>	<p>第 13 条（退会・会員資格の取消およびカードの停止、返却）</p> <p>1. <u>会員は、当社所定の方法により退会することができ</u>、会員の都合により退会するときは、当社宛にその旨の届出を行うものとします。この場合会員は、当社の指示に従って直ちにカードを返却いただくか、カードに切り込みを入れて破棄しなければならないものとし、カード利用による支払金等の未払債務を完済されたときをもって退会といたします。なお、当社が請求した場合は、未払債務の全額を一括して直ちににお支払いいただくことがあります。</p>
<p>第 17 条（<u>規約の改定、変更</u>）</p> <p><u>本規約の改定、変更があったときには、当社から会員に変更内容を通知、新会員規約を送付、当社ホームページでの公表、または当社が適当と認める方法による公示をした後に、会員が規約に基づく取引をした場合、会員は変更事項または新会員規約を承認したものとみなされることに異議がないものとし</u><u>ます。</u></p>	<p>第 17 条（<u>規約の変更</u>）</p> <p><u>1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ、効力発生日を定め、本規約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を、当社ホームページにおいて公表する他、必要があるときにはその他相当な方法で会員に周知したうえで、本規約を変更できるものとし</u><u>ます。</u></p> <p><u>①変更の内容が会員の一般の利益に適合するとき。</u></p> <p><u>②変更の内容が本規約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき。</u></p> <p><u>2. 当社は、あらかじめ変更後の内容を当社ホームページにおいて公表する方法又は通知する方法（必要があるときはその他相当な方法を含む）により会員に周知したうえで、本規約を変更することができるものとし</u><u>ます。この場合、当該周知の後に会員が本規約に係る取引を行うことにより、変更後の内容に対する承諾の意思表示を行うものとし、当該意思表示をもって以後変更後の規約が適用されるものとし</u><u>ます。</u></p> <p><u>3. 前項に基づく規約の変更に異議がある会員は、第 13 条に基づき、退会を</u><u>することができます。</u></p>